

教育活動の実施基準について

【気象に関する情報の発令】

＜休業等の判断基準＞

『特別警報』『警戒レベル4以上の防災気象情報（土砂災害を含む）』『暴風警報』のうち、一つでも発令されている場合（浜松市南部又は居住地）。

- ① 午前9時までに学校所在地及び居住地の警報等が解除された場合
⇒安全を確認して登校
- ② 学校所在地で午前9時になっても警報が出ている場合 ⇒ 休校
- ③ 居住地で午前9時になっても警報が出ている場合 ⇒ 出席停止扱い

○居住地においても、安全を最優先し保護者が危険と判断した場合には、**自宅待機をする**（出席停止の扱い、学校へ必ず連絡をする）。

○上記以外の状況であっても、安全を最優先し、校長の判断で休校等を実施することもあります。

○休校の実施・解除等については、決定した段階でCOCOO（ココー）で周知を図りますが、万一連絡がない場合においても、上記の基準をもとに安全を最優先に各御家庭で判断をお願いします。

※キキクル（気象庁）、浜松市緊急情報、静岡県防災アプリ等で確認し、安全かどうかの判断をしてください。

【南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表、大規模地震(震度5弱以上)発生】

登校前	登校後及び授業中	登校中・下校中
臨時休校	保護者へ引渡し	帰宅または 学校にて保護者への引き渡し

○登校前、登下校中に発災した場合には、至急学校まで安否報告をお願いします。

○震度5弱以上の大規模地震、南海トラフ地震臨時情報（調査中）以上の発表で、学校は**休校となります**。再登校の連絡があるまでは自宅等で待機をお願いします。

○必ず学校へ安否を知らせる連絡をお願いします。

COCOO（ココー）、電話、メール、web171（171の運用が始まっている場合の登録は学校の電話番号053-471-8197へ）等を使ってください。

※この紙面は家庭内で確認できるように保管をお願いします。